



厚生労働省

社会的養護の現状と取組の方向性について ～里親制度を中心に～

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

社会的養護体制の見直しに関するこれまでの経緯 と現在の状況について

社会的養護体制の見直しに関するこれまでの経緯と現在の状況

社会的養護体制を取り巻く現状と課題に対応するため、平成19年2月に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を設置、5月に「中間とりまとめ」がなされる。

平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の附則において社会的養護の体制の拡充について検討を進めることとされる。

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会を8月に設置、9月7日(第1回)以降、計5回を開催し、11月22日にとりまとめ。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ(平成19年12月)において、先行して実施すべき課題の1つとして、社会的養護体制の充実が盛り込まれる。

平成20年3月4日に「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、第169回国会に提出・審議未了により廃案

平成20年11月4日に「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、第170回国会に提出、11月26日に可決・成立

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議及び社会保障審議会少子化対策特別部会において検討しており、この中で、社会的養護を必要とする子ども等に対し、配慮することが必要とされているところ。

社会的養護専門委員会報告書（ポイント）

社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

① 里親制度の拡充

- 里親委託を促進するための制度的な枠組みを整備
 - ・「養育里親」と「養子縁組里親」の区別
 - ・里親認定登録制度の見直し、里親研修の義務化等
 - ・里親手当について里親による養育を社会的に評価する額への引上げ
- 里親支援の強化及び里親支援機関の創設

② 小規模グループ形態の住居における新たな養育制度の創設

- 小規模グループ形態の住居における養育を里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置付け
 - ・同事業を社会福祉事業とし、一定の要件を課す

③ 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

- (2)の検討と併せて検討

(2) 施設機能の見直し

- 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直しとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。
- 上記と並行して施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を実施

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

(1) 児童相談所のアセスメント機能の強化

- 児童相談所等の体制強化、一時保護から措置解除までの各段階における必要な事項の標準化の実施

(2) 家庭支援機能の強化

- 児童家庭支援センターにおける施設附置要件の見直し、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業の推進、要保護児童対策地域協議会の調整機関への一定の専門性を有する者の配置など

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

- 年長児童の自立支援のための取組の拡充
 - ・ 自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直しによる自立支援の強化・充実
 - ・ 施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業の創設

4. 人材確保のための仕組みの拡充

- 職員及びその専門性を確保するため以下の施策の検討
 - (1)施設長・施設職員の要件の明確化
 - (2)基幹的職員(スーパーバイザー)の配置、養成のあり方
 - ・ 自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務付け等
 - (3)国及び都道府県の研修体制の拡充
 - ・ 都道府県が人材育成を計画的に進めるための仕組みの導入
 - ・ 国による人材育成に関する指針の作成、研修体制の拡充等

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策

- 施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の強化に関する以下の施策の検討
 - (1)措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
 - ・ 都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として措置された子どもの権利擁護に関する事項の明確化等
 - (2)監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
 - (3)施設内虐待等に対する対応
 - ・ 施設内虐待が起こった場合に外部へ知らせる仕組み(子どもの届出、職員の通告義務)
 - ・ 通告した職員等の保護(届出をした子ども・通告した職員に関する都道府県等の秘密保持、不利益取扱いの禁止)
 - ・ 届出、通告があった場合の都道府県が講じるべき措置の明確化(子どもの保護、施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分等)
 - ・ 施設内虐待に関する検証・調査研究、公表

6. 社会的養護体制の計画的な整備

- 要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、都道府県において計画的にその整備を行う仕組みの構築の検討

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

【趣旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の妥当として位置づけるため、被子母組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的保護における子どもの教育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において教育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童監視施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務を設けるほか、地域における早期虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 勤き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行ふ。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

・ 仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIのうち一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行)

児童福祉法等の改正の具体的な内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的な内容

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度~)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度~)

児童福祉法等の改正の具体的な内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的な内容

(3) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4) 家庭支援機能の強化等について

- 児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 児童相談所における保護者指導を一定の要件を満たす者にも指導委託できることとする
- 地域における相談・支援体制の整備

- 児童家庭支援センターについて、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

(5)児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 現行の施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図る
- 施設における組織だったケアとそのための人材育成を進めることができ

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 幼稚園費の創設
- 教育費の拡充
- 施設機能見直しの検討のための調査・分析

(6)自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充について

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算により、児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

(7)被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱いの禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

(8)社会的養護体制の計画的整備について

- 後期行動計画の策定
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料:福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為なし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料:社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]
自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料:小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

里親制度の改正について

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようになるとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

- 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親=養子縁組であるという誤解も存在
- 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性
- 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

- 里親認定登録制度の見直し
 - ・養育里親の研修等の義務化
 - ・欠格事由や取

里親の制度的位置づけの明確化

- 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
 - ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

- 養育里親に対する里親手当の引き上げ

（従来）子ども1人につき3、4万円

→（改正後）1人目7、2万円

里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親の種類

法律上の規定	養育里親		
里親の種類	養子縁組を希望する里親	親族里親	専門里親
対象児童	<p>要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)</p>	<p>次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと</p>	<p>要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童) 次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関して特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童</p>

養育里親手当・専門里親手当の新旧対照表

平成21年4月～

○養育里親手当

	新 円	旧 円
1人	72,000	34,000
2人	108,000	68,000
3人	144,000	102,000
4人	180,000	136,000

平成21年4月～

○専門里親手当

	新 円	旧 円
1人	123,000	90,200
2人	210,000	180,400

考え方

	新 平成21年4月～	旧 ～平成21年3月末
1人	(72,000 × 1)	72,000 (34,000 × 1)
2人	(72,000 × 1/2 + 72,000)	108,000 (34,000 × 2)
3人	(72,000 × 1/2 + 108,000)	144,000 (34,000 × 3)
4人	(72,000 × 1/2 + 144,000)	180,000 (34,000 × 4)

○養育里親と専門里親の両方の場合

(例)

養育里親1、専門里親1の場合は、72,000円+123,000円=195,000円

養育里親1、専門里親2の場合は、72,000円+210,000円=282,000円

養育里親2、専門里親1の場合は、108,000円+123,000円=231,000円

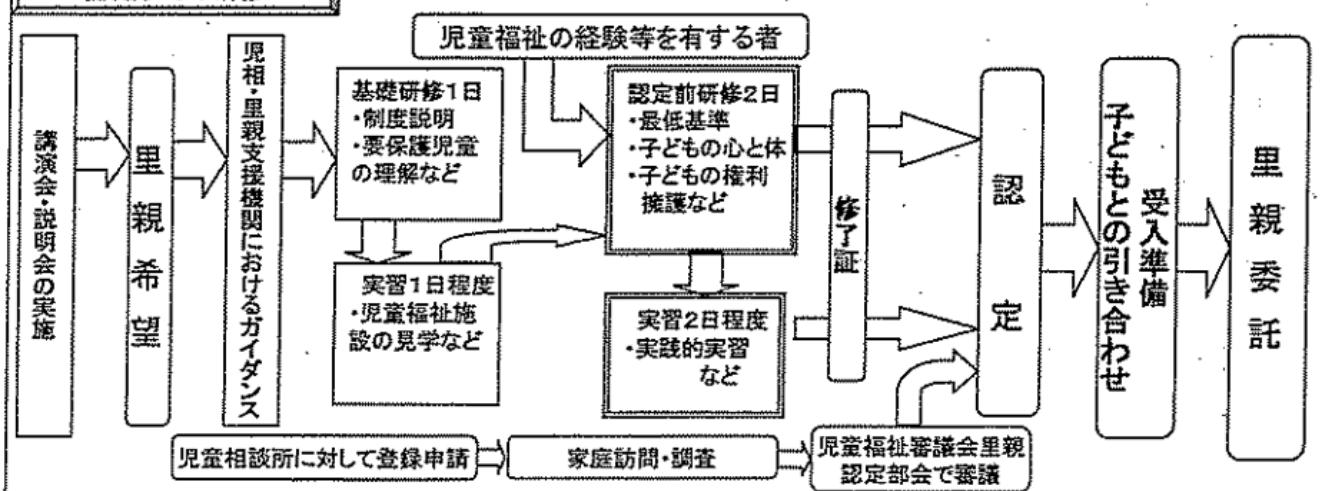
養育里親2、専門里親2の場合は、108,000円+210,000円=318,000円

考え方

	新 平成21年4月～	旧 ～平成21年3月末
1人	(72,000+51,000)	123,000 (90,200 × 1)
2人	(72,000 × 1/2 + 123,000+51,000)	210,000 (90,200 × 2)

養育里親の研修と認定の流れ

認定までの研修



5年ごとに更新研修を受講

都道府県より更新通知

更新研修

更新研修1日
・社会情勢、改正法
・行動の理解
・養育上の課題に対応する研修等

施設の実習
・未委託里親のみ

更新

専門里親研修

専門里親研修
※障害児の特徴や福祉サービス等についての講義・演習を追加。

2年毎の修了認定

養育里親委託経験3年以上

里親研修カリキュラム(例)

(1) 基礎研修 ~ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）

実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）

期間 1日+実習1日程度

内容 ①里親制度の基礎！

- ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2) 認定前研修 ~ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される。

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける

実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）

期間 2日+実習2日程度

内容

- ①里親制度の基礎II（里親が行う養育に関する最低基準）
②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）
③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）
④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）
⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）
⑥里親養育上の様々な課題
⑦児童の権利擁護と事故防止
⑧里親会活動
⑨先輩里親の体験談・グループ討議
⑩実習（児童福祉施設、里親）

(3) 更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。

実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）

期間 1日程度

- 内容
- ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）
②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）
③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）
④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

里親支援機関の役割

都道府県・児童相談所業務

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスバイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

里親登録申請

里親の認定・登録

里親委託

里親の支援、指導等

委託解除

- 認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・指名決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

- その他
- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
- ・委託解除の決定

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5~6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2% (平成18年国民生活基礎調査)

- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係を作ることが困難な場合でも家庭的養護が可能

○ 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設

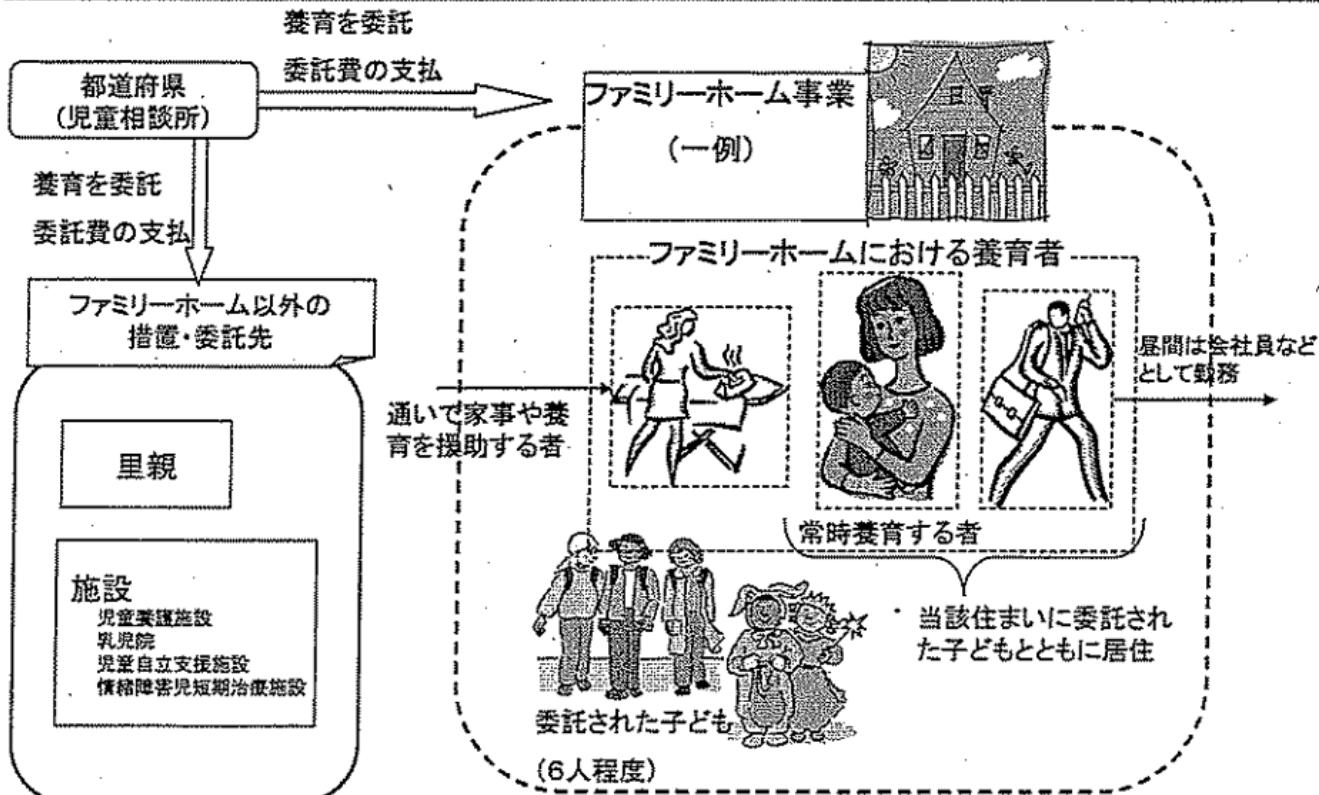
- ・一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- ・里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
- ・当該事業を社会福祉事業とする
- ・当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者…養育里親として2年以上同時に2人以上の養育の経験を有する者、養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の養育の経験を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者等
- ・人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

- ・平成21年度予算:児童一人当たり単価(月額)
事務費:15万円程度(地域により異なる)
常勤職員1名・非常勤職員2名の人員費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費:一般生活費(47,680円)、教育費、医療費等里親と同様

ファミリー・ホームのイメージ(例)

- 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)等、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気配細かに子どもの養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- 3名以上の者を配置すること。
- 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭支援機能の強化等

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

- 保護者指導を推進するための体制が必要

- 地域における相談・支援体制の整備

※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。

※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

- 児童家庭支援センターの見直し
 - ・専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる
 - ・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
 - ・児童養護施設等への附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
 - ・心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童家庭支援センターの概要

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的にことを目的とする。

2 落當主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より常勤化)

自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

- 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い
- 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性
- 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきて現状に対応する必要※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強



- 自立援助ホームの見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援
 - ・平成21年度予算：児童一人当たり単価（月額）
事務費：19万円程度（地域により異なる）
常勤職員2名・非常勤職員1名の人員費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費：一般生活費（1万円程度）
- 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業（地域生活・自立支援事業）のモデル実施
 - ・平成20年度実績：4か所
東京都、大阪府、大阪市、鳥取県

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 目的

子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子ども等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 対象児童

義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等に入所させる措置を解除とされたもの等

4 定員

5人から20人

5 設備等

- 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- 個々の入居者の居室面積は一人当たり3.3m²とし、一居室当たりおおむね2人までとすること
- 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること

6 人員配置

- 指導員の配置(単位:人)

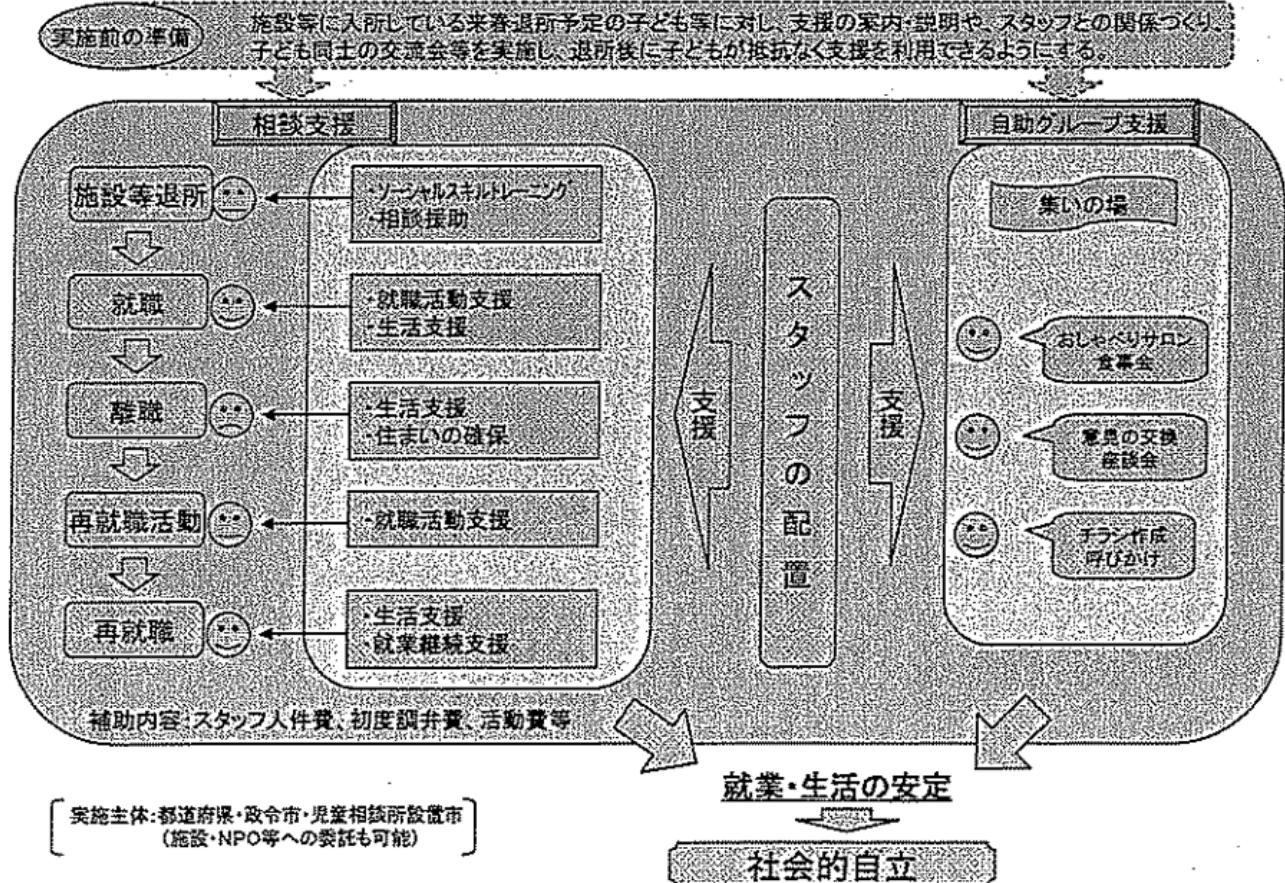
入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数(補助員含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

【指導員の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

地域生活・自立支援事業(モデル事業)

施設等を退所した者が社会に出た後に、就業でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集まる場を提供し、必要に応じ支援を実施する。



被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待とは(定義)

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

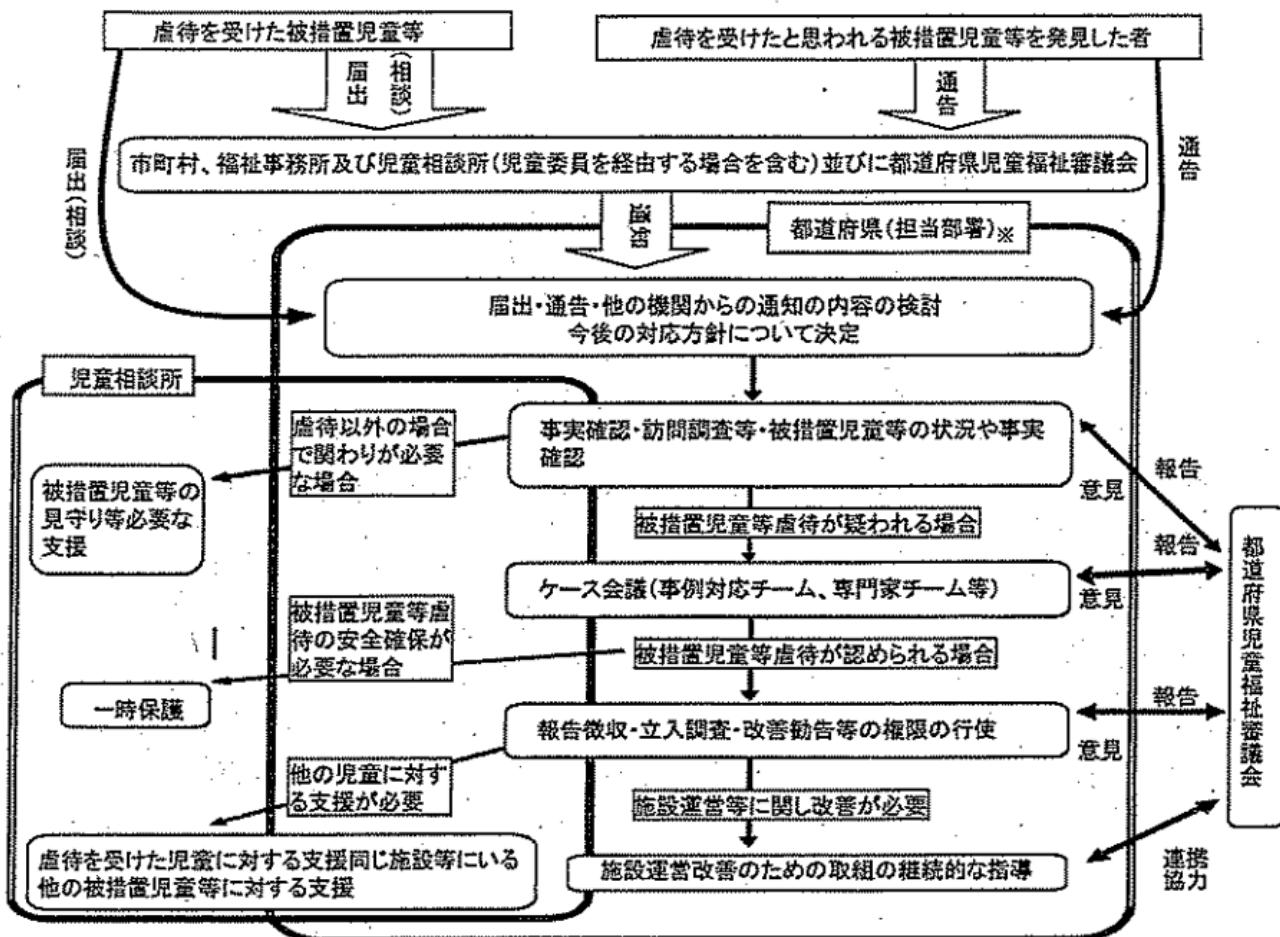
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票)

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要